

意見書案提出書

裁判所機能の充実を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	石川 巧
同	谷口 かずふみ
同	吉川 さとし
同	山口 美津夫
同	飯野 まさたけ
同	松川 正二郎
同	京島 けいこ
同	山本 哲
同	高橋 栄一郎
同	古賀 照基
同	杉本 透
同	松田 良昭
同	松崎 淳

裁判所機能の充実を求める意見書（案）

地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠である。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められる。

しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続を行うことを余儀なくされるなどの状況が一部に認められ、対応状況に差異が生じている。

本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が行われていないことや藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことなどをはじめとして、特定の地域住民が負担を強いられており、早急な対応が求められる。

よって国会及び政府は、国民が公平な司法サービスを享受するために必要な審理体制の採用、裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行うなど、裁判所機能の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
法	務		大	臣	
財	務		大	臣	

神奈川県議会議長

意見書案提出書

加齢による難聴の早期発見と聴覚補助機器等の
積極的な活用への支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	阿 部 将太郎
同	大 村 悠
同	芥 川 薫
同	あらい 絹 世
同	中 村 武 人
同	井 坂 新 哉
同	しきだ 博 昭
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	鈴 木 ひでし
同	てらさき 雄介

加齢による難聴の早期発見と聴覚補助機器等の
積極的な活用への支援を求める意見書（案）

難聴は認知症の危険因子の一つであると言われており、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、孤立する可能性も懸念されている。国立長寿医療研究センターの調査でも、聴力が低下した高齢者の孤独感が要介護状態の新規発生と関連することが明らかになった。

そのため、難聴を早期に発見して適切な対応を行い、聴力を維持することは、認知症予防につながるとされている。我が国の更なる高齢化の進展を踏まえ、認知症や要介護状態の新規発生を予防し、高齢者の積極的な社会参画を実現できるよう、聴覚機能を補完する取組を推進することが必要である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 加齢に伴う聴力低下による影響について、正しい知識の普及啓発を図ること。
- 2 言葉の聴き取り状態などを簡易的に把握するアプリ等の活用を含め、高齢者の聴力低下の早期発見につながる取組を推進すること。
- 3 行政等の公的窓口などに、聴覚補助機器や対話支援機器等の配備を推進すること。
- 4 地域包括ケアシステムの中に、耳鼻咽喉科の医師や言語聴覚士、補聴器技能者等の専門家も参画し、聴こえの課題改善に向けた仕組みを構築すること。
- 5 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用できるよう、補助制度を含む環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

介護報酬と介護保険制度の改善を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

介護報酬と介護保険制度の改善を求める意見書（案）

令和6年度介護報酬改定では、介護職員の処遇改善分が0.98%、そのほかの介護サービスの基本報酬等の分が0.61%、改定率は全体で1.59%の引き上げとなった。しかし、今回の改定で訪問介護の基本報酬が2～3%引き下げられたことは、重大な問題である。

厚生労働省はその理由を「ほかの介護サービスよりも高利益を上げている」ためとしているが、高利益を上げているのは一部の大規模事業所や多くの入所者を効率よく訪問できる事業所に限られており、中小規模の事業所はホームヘルパーの高齢化や深刻な人手不足に加え、物価高騰も影響し、全国の訪問介護事業所の約4割が3年連続で赤字となっていることが、厚生労働省の調査で明らかになっている。

また、訪問介護事業者の倒産件数は、去年は全国で67件と過去最高を更新しており、神奈川県内の訪問介護事業者からも、今回の改定で更なる倒産や閉鎖を余儀なくされる事業者が増え、利用者が訪問サービスを受けられず、多くの地域で「介護難民」が続出することを懸念する声が、多数寄せられている。

訪問介護は在宅介護の要であり、厚生労働省が推進しようとしている地域包括ケアシステムの「5つの構成要素」の重要な一翼を担う事業である。国には、安定的な事業運営が図れるよう、支援する義務がある。

加えて、介護職員の賃金は全産業平均と比べて月額約7万円も低く、介護分野の人手不足の大きな要因の一つと指摘されてきたが、今回の処遇改善も、この賃金格差を埋めるには程遠い。更なる処遇改善に向けた措置が必要である。

一方、介護報酬の引き上げは介護給付費の増加を招き、保険料や利用料の負担増として介護保険の被保険者や利用者に跳ね返る。令和6年度以降の第1号被保険者の介護保険料（基準額）は、全国平均で6,225円にまで引き上がり、神奈川県平均は全国平均よりも高い6,340円となっている。また、利用料負担も増大する。

物価高騰に苦しむ国民の保険料や利用料の負担軽減を図りつつ、介護報酬を引き上げる必要があり、国は制度上も財政上も抜本的な措置を講じる必要がある。

よって国会及び政府は、介護報酬の再改定と財政措置を含む介護保険制度の改善に向け、以下の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬の引き下げを速やかに撤回すること。
- 2 全ての介護サービスの基本報酬の底上げを図ること。
- 3 介護保険制度の抜本的な改善に向けて、介護保険への国庫負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 すとう 天 信

同 青 木 マ キ

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書（案）

2024年度介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければならない。

しかし、政府は2024年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げた。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

東京商工リサーチの調査によると、2023年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増している。また、厚生労働省の調査では訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であることも分かっている。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている。特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。

厚生労働省は、訪問介護については、処遇改善加算について高い加算率にしたと説明しているが、運営資金につながる基本報酬を下げてしまえば、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白である。

訪問介護の基本報酬引き下げの影響は今後在宅介護に多大な影を落とし、介護保険制度による「介護の社会化」を後退させると危惧する。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回して至急見直しを行い、とりわけ経営が悪化している小規模な訪問介護事業者などに対し、地域や経営の実態に対応した報酬引き上げを行うこと。
- 2 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率のみで判断せず、事業規模や特性、地域の実態を十分考慮して判断すること。
- 3 訪問介護事業所の経営難の原因になっている人手不足を解消するため、介護従事者の更なる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

改正地方自治法における国の指示権拡大の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

改正地方自治法における国の指示権拡大の見直しを求める意見書（案）

2024年6月19日に、地方自治体に対して「必要な指示ができる制度（指示権）」の創設を盛り込んだ改正地方自治法が、自由民主党・公明党等の賛成多数で成立した。立憲民主党・日本共産党等は反対した。第33次地方制度調査会の答申に基づき、個別法の規定で想定されていない「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態又はその発生のおそれ」への対応の必要性から、地方自治体に対して国の権限強化・指示権拡大を図る内容が盛り込まれた。

そもそも2000年の地方分権一括法の施行によって、国と地方を「対等・協力」の関係とする一方で、地方自治体に対する関与の仕組みが規定された。地方自治体に対する関与については必要最小限度のものとし、自主性及び自立性に配慮しなければならないとするルールが法定化されたものである。法定受託事務については違法な事務処理をした等の場合の「是正の指示」があるが、自治事務については「是正の要求」までしかできないとされ、個別法に基づく是正の指示は極めて抑制的、例外的なものとしてきた。

答申は、「国の指示」を盛り込む根拠として、新型コロナウイルス感染症への対応における問題点を指摘しているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく地方自治体の事務は法定受託事務であり、国の指示権を拡大しなくても対応は可能であったはずである。

また、改正地方自治法では指示ができる「特例」についての要件も曖昧である。「おそれ」のみをもって明確な根拠なく、恣意的に国が自治事務への関与を強めることが懸念される。

そのため、全国知事会は、国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨を確実に担保するよう、事前に適切な協議・調整を行うなどの制度運用とすることを強く求めている。

自治事務については、地域の実情を十分に把握している地方自治体の自主的な判断で行われるべきである。国の指示権拡大は、憲法で保障された地方自治の本旨に反しており、国と地方の関係を対等・協力関係から上下・主従関係に後退させるものである。

よって国会及び政府は、改正地方自治法について、国の指示権拡大を撤回し、地方分権の流れを更に進めるための見直しをするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

熱中症対策の推進を求める国への意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

熱中症対策の推進を求める国への意見書（案）

昨年（２０２３年）６月から８月までの約２か月間で、神奈川県内の熱中症による救急搬送者数は３，１０７人となった。年間を通じた救急搬送者数は２０１８年に過去最多の４，７１０人を記録し、高止まりしている。

総務省の発表によると、全体の約４割が住居で熱中症になっていることから、エアコンを適切に使用することが有効な熱中症対策となるが、昨今の物価高騰による電気代の負担増によりエアコンの使用を控えざるを得ない世帯や、そもそもエアコンが設置できていない世帯も少なくない。経済力によって命や健康が左右される事態は避けなければならない。

よって政府は、年々深刻化する猛暑から国民の命と暮らしを守るために、次の緊急対策を実施されるよう強く要望する。

- 1 すべての生活保護世帯がエアコンの購入・買替・修理等ができるよう、生活保護費の対象とすること。また、生活保護制度に夏季加算を創設すること。
- 2 高齢者・障がい者・低所得者・ひとり親世帯等を対象としたエアコンの購入・買替・修理等への補助制度を創設すること。
- 3 物価高騰のもとで、エアコンの使用による電気代の負担増を軽減するために、電気代の補助制度を創設すること。
- 4 国公立学校等に設置されているエアコンについて、買替・修理・メンテナンス等の対応を行えるよう財政措置を行うこと。
- 5 国公立の高等学校及び私立諸学校の普通教室・特別教室・体育館などの断熱工事、エアコン等空調設備の設置促進のため財政措置を行う、又は拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総務大臣	}	殿
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

地方税財政制度の充実・強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	石川 巧
同	谷口 かずふみ
同	吉川 さとし
同	山口 美津夫
同	飯野 まさたけ
同	松川 正二郎
同	京島 けいこ
同	山本 哲
同	高橋 栄一郎
同	古賀 照基
同	杉本 透
同	松田 良昭
同	松崎 淳

地方税財政制度の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体では、超高齢化社会や本格的な人口減少社会への対応に加え、子ども・子育て政策の強化、感染症対策、脱炭素化の推進、激甚化・頻発化する自然災害への備え、老朽化した公共施設の維持修繕、デジタル行政の推進といった増大する財政需要に対応することが求められている。

これまでの地方自治体は、社会保障関係費が増加する中、人件費や投資的経費、公債費を削減することでしのいできたが、昨今の人件費の上昇、物価高、金利上昇等歳出増要因が拡大する状況にあって、従来の対応には限界があり、今後更に増大する財政需要に見合った財源やこれらの需要を支える人材の確保が極めて重要となる。

地方自治体が、増大する役割に的確に対応するためには、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実するとともに、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが必要である。

よって国会及び政府は、地方自治体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供することができるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 社会環境の変化に伴う財政需要の増大に対応しつつ質の高い行政サービスを提供していくため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引き上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。
- 3 消費税といった偏在が少ない税目を地方へ税源移譲することなどにより、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ、地域手当については、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、地方自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

水道システム再構築に資する財政支援制度の創設を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	神倉 寛 明
同	片桐 紀 子
同	松 長 泰 幸
同	佐藤 けいすけ
同	難 波 達 哉
同	佐々木 ナオミ
同	高 橋 延 幸
同	田 中 徳一郎
同	佐々木 正 行
同	内 田 みほこ
同	赤 野 たかし
同	桐 生 秀 昭
同	松 本 清

水道システム再構築に資する財政支援制度の創設を求める意見書（案）

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、古くから水源開発を共同で行うとともに、高度経済成長期の水需要の急増に対処するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）が協力して、県内人口の約9割を占める県民への給水を担ってきた。

しかし、県内の水需要は、平成4年度をピークに減少に転じ、今後も人口減少や生活様式の変化等により減少が続くことが明らかな中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応が5事業者にとって喫緊の課題となっている。

こうした課題の解決に向けて、5事業者は連携して「水道システム再構築」の協議を進め、令和6年5月に、この取組を推し進めるとした首長による覚書を締結するとともに、具体的な施設整備の内容と向こう30年にわたる工程を整理し、「施設整備計画」を策定した。

この計画の柱となる「将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジング」や「災害時のバックアップ機能の強化」の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであり、国土交通省に移管された水道行政が推進する、水道基盤強化のための強靱化、広域化に合致するものである。加えて、上流からの取水を優先した施設配置とすることで電力の消費を抑えるなど、脱炭素化にも貢献する注目すべき取組である。

一方、大規模かつ長期にわたる施設整備には、多くの財源が必要となるが、かつての施設拡張に対する補助制度のような支援の枠組みが十分に整備されているとは言えない状況であり、今後の水道事業経営に与える影響が大きいことから、国による財政支援が不可欠となる。

5事業者が取り組む「水道システム再構築」は、同様の課題を抱える全国の水道事業者にとって、解決に向けた先駆的なモデルになり得るものである。

よって政府は、この取組が着実に遂行できるよう、財政支援制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

殿

神奈川県議会議長